

かすみがうら市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「かすみがうら市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。

また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

令和 7 年 4 月作成

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、かすみがうら市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、かすみがうら市暴力団排除条例（平成 23 年市条例第 9 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者ではありません。
3. 私は、暴力団及び暴力団員の依頼を受けて入札に参加及び応募しようとする者ではありません。
4. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当とかすみがうら市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
 - (9) 暴力的、法的な責任を超えた不当な要求行為を行わないこと。
5. 私は、貴庁の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

かすみがうら市インターネット公有財産（自動車）売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません）

- （1） 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方
- （2） 日本語を完全に理解できない方
- （3） 市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- （4） 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- （5） 売払財産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- （6） 市税を滞納している方
- （7） 提出書類に不備や不正のある方
- （8） 参加仮申込日現在において、18歳未満の方
- （9） 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登録）がない方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって市が執行する一般競争入札（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という）上の公有財産売却の物件詳細画面や市で閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿の閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、売却物件の状況は、職員の目視により確認したものであり、正確な内容を保証するものではないので、その旨をご承知の上、参加してください。

- (5) 一般競争入札を行う物件（以下「売却物件」という）は、現状での引き渡しとなります。このため、入札前に市が下見会等を実施する場合は、当該下見会等において事前に購入希望の売却物件を確認し、入札に参加してください。市が下見会等を実施しない場合は、各自で売却物件の確認をしてください。この場合、市に売却物件を確認する日時を事前にお知らせください。
なお、売却物件の試運転はできません。また、下見会等を欠席した場合や各自で売却物件を確認しない場合でも入札に参加することはできますが、市は、いずれも売却物件の確認をしたものとみなします。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になると、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを市に開示され、かつ市がこれらの情報をかすみがうら市文書事務規程に基づき、10 年間保管すること。
 - ウ. 市が公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレス宛に、公有財産売却に関するお知らせなどを電子メールで送信することがあること。
 - エ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上で一定期間公開されること。
 - オ. 市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167 条の4 第1 項に定める参加条件の確認または同条第2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容など異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。

なお、法人の場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

1. 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

2. 参加申込み（本申し込み）

ア. 売却システムの公有財産売却の物件詳細画面から仮申し込みを行った後、市のホームページから「かすみがうら市公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入後、次のいずれかの書類（以下「必要書類」という）を添付のうえ、市に送付または持

参してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効とします。) 必要書類は、18 頁「提出書類一覧表」でご確認ください。

- イ. 複数の物件について申し込みをされる場合は、公有財産売却の物件ごとに申込書及び誓約書を除き、他の添付書類は、1 通の提出で構いません。
- ウ. 申し込みに要する全ての費用は、参加申込者の負担となります。
- エ. 代理人の手続きの場合は、委任した権限の手続きは代理人の氏名（ログイン ID）で処理することになりますが、落札物件の契約者氏名及び名義人は委任した方になります。

3. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、一般競争入札に参加する者が、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

- ア. 入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。クレジットカードのみです。
- イ. 売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申し込みを行い、所定の手続きに従って、入札保証金をクレジットカードで納付してください。クレジットカードで入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。
- ウ. 参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報に SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。
- エ. VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- オ. 法人で公有財産売却に参加する場合、ログイン ID を取得した当該法人の代表者名義のクレジットカードを使用してください。(代理人の場合、代理人名義（ログインしている本人名義）のクレジットカードを使用してください)

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結するに当たり、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

(5) 入札保証金の返還方法及び返還期間

- ・落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。
- ・SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ・入札保証金の返還に際し、利息を付しません。

第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札により、入札が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別

番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

(2) 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(3) 市から落札者への連絡

- ・落札者には入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを市から送信します。
- ・市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

市は落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。契約の際は市から契約書及び関係書類を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して市に直接持参または郵送してください。（郵送の場合は、契約締結期限必着です）必要書類は、19 頁「提出書類一覧表」でご確認ください。

(2) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。売却決定の金額には、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）に基づく再資源化等に係る料金（通称「リサイクル料」）並びに消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付された契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金の納付方法

- ア. 市が発行する納付書又は市が指定する銀行口座への振込により市が指定する売払代金納付期限までに一括で納付してください。なお、クレジッ

トカードによる納付はできません。

- イ. 代理人による手続きの場合は、その代理人を納付者としてください。
- ウ. 売払代金の売払代金納付期限までに市が納付を確認できることが必要です。
- エ. 売払代金の残金の納付に要する全ての費用は、落札者の負担となります。
- オ. 市が納付を確認できるまで5開庁日程度を要することがありますので、ご注意ください。

・市が指定する金融機関は、次を参照してください。

1 指定金融機関

株式会社筑波銀行千代田支店（その他の本支店含む）

2 収納代理金融機関

株式会社常陽銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、水郷つくば農業協同組合、中央労働金庫、株式会社東日本銀行

※いずれも日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く）

3 上記以外の納付場所

かすみがうら市役所

市民窓口センター、霞ヶ浦庁舎、中央出張所、千代田出張所

5. 売却の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

- ・落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき
- ・落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方
- ・落札者が売払代金の残金を売払代金納付期限までに納付しなかったとき
- ・落札者が提出した申込書及び必要書類に虚偽があったとき
- ・落札者がその他公有財産売却に参加できない者であったとき

6. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外に納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落とし

を行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。

また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID のみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2. 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。

また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) 入札終了の告知など

市は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、入札終

了を告知します。

(3) 市から落札者への連絡

落札者には、市から入札終了後の入札確定日時以降に、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず入札保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。

また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。書類「入札保証金の売買代金への充当について」の提出が必要です。

ア. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

イ. 決定金額における消費税について

国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引を課税の対象としています。市町村は事業者ではないため消費税は非課税という考え方になります。なお、自動車の場合には、決定金額に消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金の納付方法

ア. 市が発行する納付書又は市が指定する銀行口座への振込により市が指定する売払代金納付期限までに一括で納付してください。なお、クレジッ

トカードによる納付はできません。

- イ. 代理人による手続きの場合は、その代理人を納付者としてください。
- ウ. 売払代金の売払代金納付期限までに市が納付を確認できることが必要です。
- エ. 売払代金の残金の納付に要する全ての費用は、落札者の負担となります。
- オ. 市が納付を確認できるまで5開庁日程度を要することがありますので、ご注意ください。

5. 売却の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は没収し、返還されません。

- ・ 落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき
- ・ 落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方
- ・ 落札者が売払代金の残金を売払代金納付期限までに納付しなかったとき
- ・ 落札者が提出した申込書及び必要書類に虚偽があったとき
- ・ 落札者がその他公有財産売却に参加できない者であったとき

6. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外に納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には市から契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、直接持参または郵送してください。（自動車の場合は、収入印紙は不要です。）

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

ア. 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、検査及び登録を行ってください。

イ. 権利移転登録等に要する全ての費用は、落札者の負担となります。

ウ. 自動車取得税及び自動車税は、落札者が自ら申告・納税してください。

エ. 関係書類に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

オ. 移転登録手続きが完了後、速やかに車検証（解体等をした場合は、その事実を証明するもの）の写しを提出してください。

3. 引き渡しについて

ア. 引き渡しは、売払代金納付時の現状有姿で行います。

イ. 市が指定する場所での直接引き渡しとなります。なお、引き渡しの日程は、売払代金の残金の納付を市が確認した日から起算して15日以内に市が指定し、電子メール等でご連絡します。市が指定した日に売却物件を引き取れない場合は、「保管依頼書」に必要事項を記入、押印のうえ提出してください。この場合、保管期間は、売払代金の残金の納付を市が確認した日から起算して30日以内とします。

ウ. 売払代金の残金の納付を市が確認した日から起算して30日が経過しても引き取りが完了していない場合は、特別な理由を除き当該契約は解除されるものとします。

エ. 引き渡しを受ける際は、落札者の本人確認のため、必要書類を持参してください。必要書類は、別紙「提出書類一覧表」でご確認ください。なお、落札者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって売却物件の引き渡しを受ける場合も代理人となります。

オ. 落札者が依頼した配送業者などが受け取る場合は、市に事前に受け取る配送業者名をお知らせください。また、受け取りの際に、配送業者などに「社員証」又は本人確認ができるもの（免許証）などを提示するよう伝えてください。

カ. 移転登録（再登録等）などに必要な書類（譲渡証明書、登録識別情報等通知書、再資源化預託金の預託証明書）は、引き渡しの際にお渡しします。その際に「公有財産関係書類受領書（自動車）」を提出していただきます。

キ. 引き渡しに要する全ての費用は、落札者の負担となります。

第6 注意事項

入札に当たり、次の事項にご注意ください。

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。このため、契約締結後に発生した公有財産に品質上の問題があるなど、いかなる理由が発見されても、市は、契約不適合責任を負いません。
- (2) 提出された申込書及び必要書類一式は、理由の如何、落札の有無に関わらず一切返却しません。
- (3) 郵送による書類の提出は、不着等のトラブルを避けるため、書留等で送付いただくことを推奨します。
- (4) 自動車の共同入札はできません。

第7 その他注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式で入札期間終了後相当期間経過後も開札できない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. せり売形式で入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。この場合、入札保証金を返還しますが、返還に関して利息は付しません。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、市は損害の種類・程度によらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、市は損害の種類・程度によらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、市は損害の種類・程度によらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、市は損害の種類・程度によらず責任を負いません。
- (6) 落札者が売払代金の残金を納付する場合で、金融機関のネットワークやシステムなどの不備・不調により、売払代金の残金が納付できず、公有財産売却の決定が取り消されるなどの事態が発生したとき、それに起因して落札者に生じた損額について、市は損害の種類・程度に関わらず責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度によらず、市は責任を負いません。
- (8) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度によらず市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、本市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) 使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) 使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) 使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標

準時によります。

9. かすみがうら市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、本市が掲載したものでない情報については、かすみがうら市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

提出書類一覧表

【参加本申込時（参加申込者）】

提出書類	個人	法人
1 公有財産売却一般競争入札参加申込書 ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	○	○
2 誓約書	○	○
3 印鑑登録証明書（法人の場合は証明書）の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	○	○
4 顔写真付きの公的機関発行の証の写し ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのうち いずれか1通	○	
5 商業登記簿謄本の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの		○
以下6～9は、代理人に委任する場合のみ	個人	法人
6 委任状（入札手続等用） ※1つの売却物件につき1枚、原本のみ	○	○
7 代理人の印鑑登録証明書（法人の場合は証明書）の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの	○	○
8 代理人の顔写真付きの公的機関発行の証の写し ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのうち いずれか1通	○	
9 商業登記簿謄本の写し ※入札参加本申込前90日以内に発行されたもの		○

（注意事項）

※上記に掲げる書類等のほか、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

※原本提示書類は、市がその写しを取らせていただくことがあります。

※提出いただいた書類は、全て返却できません。

提出書類一覧表

【落札後（落札者）】

提出書類	落札者	
① 契約を締結するとき	個人	法人
1 契約書又は請書（市から2部送付します）	○	○
2 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	○	○
3 印鑑登録証明書（法人の場合、印鑑証明）の原本	○	○
4 商業登記簿謄本の原本（入札参加本申込前90日以内に発行されたもの）	/	○
5 保管依頼書（市が指定した日までに引き取りができない場合のみ）	○	○
6 委任状【売却物件受取用】（受け取りを代理人に委任する場合のみ）	○	○
② 売却物件を引き渡すとき	個人	法人
1 市が電子メールで送付した書面（印刷したもの）	○	○
2 公有財産受領書兼関係書類受領書	○	○
3 売却物件の受取者の顔写真付きの公的機関発行の証の写し（原本提示） ※運転免許証、マイナンバーカード、パスポートのうちいずれか1通	○	○
4 売却物件の受取者が配送業者の場合は、その社員証（原本提示）	○	○
③ 移転登録が完了したとき	個人	法人
1 車検証（解体等をした場合は、その事実を証明するもの）の写し	○	○

（注意事項）

※上記に掲げる書類等のほか、その他必要な書類を提出していただくことがあります。

※原本提示書類は、市がその写しを取らせていただくことがあります。

※提出いただいた書類は、全て返却できません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。